

別紙

諮問第1011号

答 申

## 1 審査会の結論

「私が令和〇年〇月〇日、配偶者から暴行を受け私が被害者となった事件の司法文書」について、開示請求等の規定を適用しないとされている個人情報に該当することを理由に開示請求を却下した処分は、妥当である。

## 2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下、単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「私が令和〇年〇月〇日、配偶者から暴行を受け私が被害者となった事件の被害届、供述調書、配偶者の供述調書、診断書、その他全ての捜査書類（捜査報告書含む）等の司法文書」（以下「本件請求個人情報」という。）の開示請求に対し、警視総監が令和4年11月9日付けで行った開示請求却下処分（以下「本件却下処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

## 3 本件審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件却下処分は、適正かつ妥当なものである。

## 4 審査会の判断

### （1）審議の経過

本件審査請求は、令和5年3月10日に審査会に諮問された。

審査会は、令和6年4月4日に実施機関から理由説明書を收受し、同年4月24日（第180回第三部会）及び同年5月22日（第181回第三部会）に審議した。

## (2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 本件却下処分について

本件請求個人情報とは、審査請求人が被害者となった傷害事件の被害届、供述調書、配偶者の供述調書、診断書、その他全ての捜査書類等の司法文書である。

実施機関は、本件請求個人情報は刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当し、条例30条の2において、同条例第5章（保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等）の規定を適用しないこととされている個人情報であるとして、本件却下処分を行った。

### イ 本件却下処分の妥当性について

審査請求人は、実施機関は本件請求個人情報が刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報」に該当するとして、本件開示請求を却下しているが、本件請求個人情報は、不起訴とされた事件記録であり、「訴訟に関する書類」とは公訴提起された後の記録であるから「訴訟に関する書類及び押収物」には該当しない旨主張している。

実施機関は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」には、捜査中の刑事事件の捜査記録、不起訴記録、公判中の訴訟記録、刑事確定訴訟記録、公判不提出記録等を広く含むと解されるところ、本件開示請求は、特定の事件に関して捜査の過程で作成され、又は取得された被害届、供述調書、捜査報告書等の司法文書に係る保有個人情報を対象とするものであることから、本件請求個人情報は、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると説明している。よって、審査会は、その妥当性について検討する。

#### (ア) 「訴訟に関する書類」の意義について

刑事訴訟法53条の2第2項は、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下

「個人情報保護法」という。)第5章第4節(開示、訂正及び利用停止)の規定は適用しない旨定めており、これを受けて条例30条の2は、法律の規定により個人情報保護法第5章第4節の規定を適用しないとされている個人情報については、条例第5章(保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等)の規定は適用しない旨規定し、訴訟に関する書類及び押収物に記録されている個人情報を条例に基づく開示請求等の適用除外としている。

「訴訟に関する書類」とは、被疑事件・被告事件に関して作成され、又は取得された書類であり、それらは、①刑事司法手続の一環である捜査・公判の過程において作成・取得されたものであり、捜査・公判に関する活動の適正確保は、司法機関である裁判所により図られるべきであること、②刑事訴訟法47条により、公判開廷前における訴訟に関する書類の公開を原則として禁止する一方、被告事件終結後においては、刑事訴訟法53条及び刑事確定訴訟記録法(昭和62年法律第64号)により、一定の場合を除いて何人にも訴訟記録の閲覧を認め、その閲覧を拒否された場合の不服申立てにつき準抗告の手続によることとされるなど、その取扱い、開示・非開示の要件、開示手続等が自己完結的に定められていること、③これらの書類は、典型的に秘密性が高く、その大部分が個人に関する情報であるとともに、開示により犯罪捜査、公訴の維持その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ大きいものであること等から、個人情報保護法及び条例において保有個人情報の開示請求等の規定を適用しないこととされたものと解される。

また、刑事訴訟法53条に規定される「訴訟記録」には、公訴提起された後の記録が該当するものと解されるが、一方で同法53条の2に規定される適用除外の対象は「訴訟記録」ではなく「訴訟に関する書類」と規定されている。「訴訟に関する書類」は、同法47条に「訴訟に関する書類は、公判の開廷前には、これを公にしてはならない。」と規定されていることと対比すると、裁判所の保管している書類に限らず、不起訴記録や不提出記録、送致前の書類など、検察官、司法警察職員、弁護士その他の第三者の保管しているものも含まれるものと解される。

(イ)「訴訟に関する書類」の該当性について

審査会が見分したところ、本件請求個人情報は、実施機関において作成された

特定事件に関する捜査書類等であり、当該文書が検察庁に送致され不起訴とされた事件の捜査関係書類であっても、刑事訴訟法53条の2第2項に規定する「訴訟に関する書類」に該当すると認められることから、条例30条の2に基づき、条例の開示請求等の規定を適用しないこととされている個人情報に該当することを理由として開示請求を却下した実施機関の処分は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

高世 三郎、北原 一夫、徳本 広孝、峰 ひろみ